

令和3年1月26日

地域振興局農林水産（農業）振興部副部長（農業振興担当）様

大雪で被災した農業用施設の再建等に係る書類の保管について（周知依頼）

地域農政推進課長

令和2年12月から令和3年1月にかけての大雪により被災した農業者に対し、現在、農林水産省において支援策の検討が行われているところですが、過去の同省の支援策では、事業計画承認前に着工した取組であっても、着工に係る証拠書類を保管していることを条件に、事後的に補助対象とされた経緯があります。

つきましては、今般の大雪により被災された管内の農業者に対し、被災施設や機械等の再建や修繕、撤去等を行う場合には、下記の書類等を整備・保管いただくよう、管内市町村及びJAとも連携の上、周知をお願いします。

記

- 1 施設等の被害状況、作業を行った者、日付、費用の額がわかる書き物や写真
- 2 作業を外注した場合の発注書、納品書、請求書、領収書などの書類

受信担当	農業企画（企画振興）課	発信担当	経営構造対策係 吉楽（内線 2907）
文書公開	公開	保存期間	5年
文書の取扱い	電子メール施行		